

社会福祉士の資格の概要

第6回
保育士養成課程等検討会

参考資料1-3

平成29年5月24日

1 社会福祉士の定義

- 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第1項

2 資格取得方法

- 3つのルートのうちいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要
- ①福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ②福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

3 国家試験の概要

- 形態：年1回の筆記試験（1月下旬に実施）
- 試験の実施状況（平成27年度実施の第28回試験結果）
受験者数44,764人、合格者数11,735人（合格率26.2%：新卒47.0%、既卒12.5%）
- 筆記試験の科目（19科目）
①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度
※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

4 資格者の登録状況

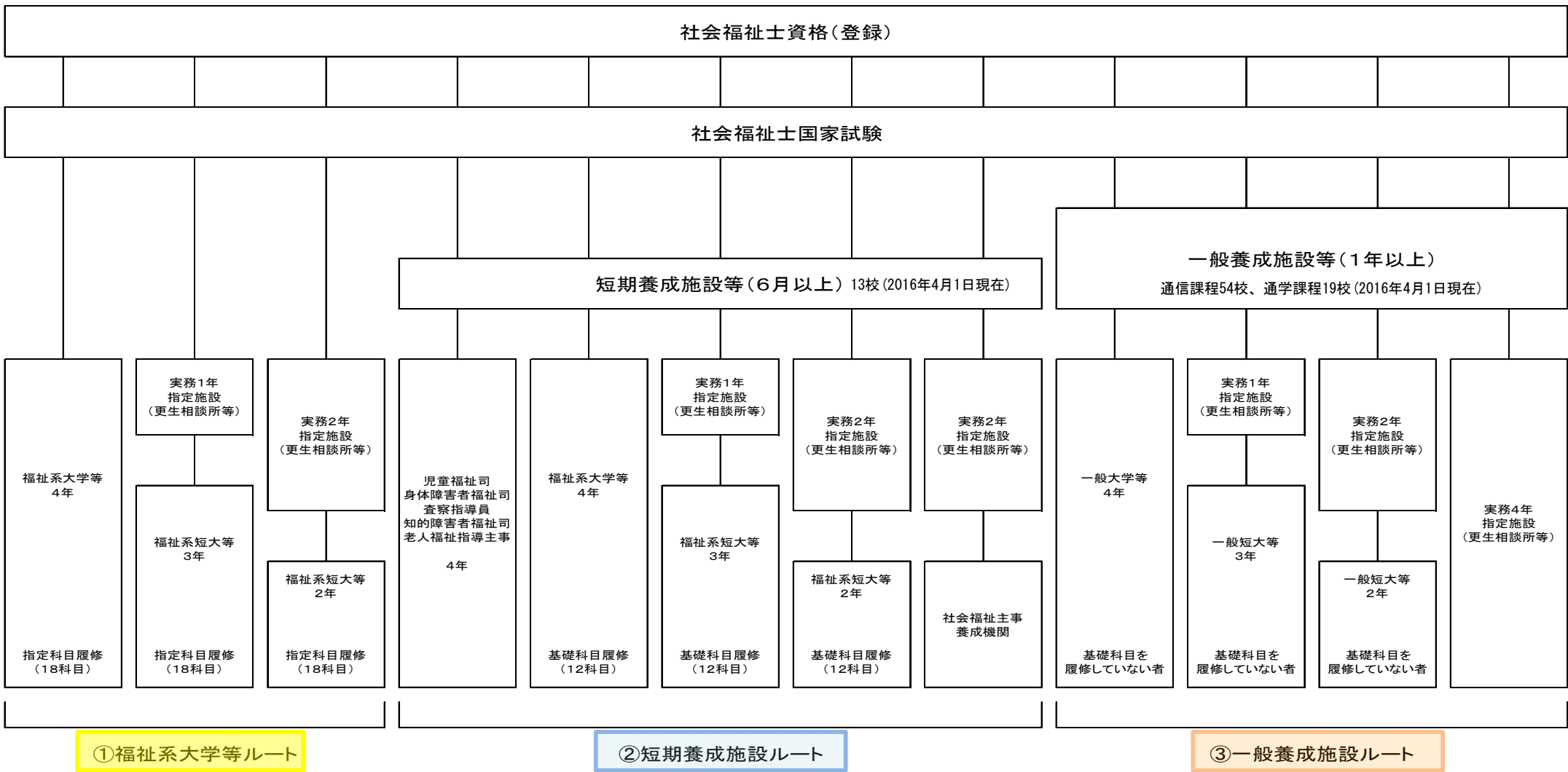
201,433人（平成28年9月末現在）

5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（H27年4月1日時点）
福祉系大学等：262校 337課程 定員22,064人
社会福祉士指定養成施設：65校88課程 定員13,398人

社会福祉士の資格取得ルート

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、受験資格を得るには大きく分けて3ルートある。
- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
 - ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
 - ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」



(参考) 社会福祉士国家試験合格者数(第28回)



注) 国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。